

報告第5号

教育庁等の職員の任免についての専決処分報告

教育庁等の職員の任免について、秋田県教育委員会の事務委任及び臨時代理等に関する規則（昭和31年秋田県教育委員会規則第10号）第4条第1項の規定により専決処分を行ったので、同条第2項の規定に基づき、教育委員会に報告し、その承認を求めます。

平成26年8月21日提出

秋田県教育委員会教育長 米 田 進

理 由

教育庁等の職員の任免については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第23条の規定において教育委員会の議決事項とされているところですが、教育委員会を開催するいとまがないと認められたことから、秋田県教育委員会の事務委任及び臨時代理等に関する規則第4条第1項の規定により専決処分を行ったので、同条第2項の規定に基づき、教育委員会に報告し、承認を求めるものです。

専 決 処 分 書

秋田県教育委員会の事務委任及び臨時代理等に関する規則（昭和31年秋田県教育委員会規則第10号）第4条第1項の規定により、教育庁等職員の任免について専決処分を行う。

平成26年8月1日

秋田県教育委員会教育長 米 田 進

教育庁等職員について、次のとおり発令する。

(平成26年8月1日付け)

新任職	現在職	氏名
岩城少年自然の家 社会教育主事補	文部科学省 スポーツ・青少年局 競技スポーツ課 専門職	伊藤 淳

(頭書) を命ずる